

2024 年 3 月 10 日

一般財団法人 日本国土開発未来研究財団
2023 年度（2024 年 4 月入学）奨学生募集要項

日本国土開発未来研究財団は「もっと豊かな社会づくり」に貢献する人材育成を目指して、2023 年度（2024 年 4 月入学）奨学生を下記の通り募集致します。

1. 応募資格

以下のいずれの各項にも該当する者

- (1) 2024 年 4 月に日本国内の下記のいずれかの学校（通信教育課程及び夜間部を除く）に入学する者（科目等履修生、研究生、外国人留学生は除く）
 - ・ 高等学校
 - ・ 高等専門学校
 - ・ 大学（4 年制）
- (2) 2024 年 4 月 1 日現在、高等学校及び高等専門学校にあっては 16 歳以下、大学にあっては年齢が 20 歳以下である者
- (3) 理学、工学、農学の分野で就学している者
- (4) 人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により就学が困難であると認められる者

2. 募集人員、給付額、給付期間・方法

奨学金は原則として返済の義務のない「給付型奨学金」となります。

在学学校	給付額(月額)	募集人員（予定）	給付期間
高等学校	20,000 円	合計 15～20 名	2024 年 4 月から在学する学校の正規の最短修業年限
高等専門学校	25,000 円		
大学（4 年制）	30,000 円		

年 4 回、当月までの 3 ケ月分をまとめて給付する。

対象月	給付時期
4～6 月分	6 月 25 日
7～9 月分	9 月 25 日
10～12 月分	12 月 25 日
1～3 月分	3 月 25 日

（給付日が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日）

※他の奨学金との併用について

併用可：①すべての貸与型奨学金制度
②公的機関の給付型奨学金制度
③在籍学校の授業減免制度

併用不可：①民間企業及び団体の給付型奨学金制度
②在籍学校の給付型奨学金制度

3. 申請期間

2024年4月1日（月）～2024年5月15日（水）当日消印有効

4. 応募方法

本財団のホームページから申請書をダウンロードの上、必要事項を記入し、申請書類とあわせて郵送してください。受け付けは郵送のみとなります。申請書の送付は学校単位でも個人でもどちらでも構いません。

申請時、申請者が未成年の場合は、保護者の署名が必要です。

5. 提出書類

提出書類名	備考／注意
1 奨学金給付申請書(1/2)	本財団所定様式
2 奨学金給付申請書(2/2)	本財団所定様式・推薦書兼用
3 誓約書	自署のこと
4 在学証明書(原本)	2024年4月以降に在籍する学校の証明書
5 成績証明書(原本)	高校生・高等学校生：中学校卒業時の成績証明書（注） 大学生：高等学校卒業時の成績証明書 高等学校卒業程度認定試験合格者は合格成績証明書
6 所得・課税証明書又は非課税証明書(原本)	申請者と生計を一にする家族全員分（就学者を除く）の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得に基づき市町村が発行した、収入及び所得控除の金額の記載のある証明書
7 住民票の写し(原本)	申請者と生計を一にする家族全員分の住民票の写し。続柄記載あり。本籍・マイナンバーの記載なし。外国籍の場合は在留資格記載のもの。発行日から6ヶ月以内

（注）中学3年次の最終成績の証明を出身中学にて受けてください。

評価形式および証明書の様式は任意です。（成績表のコピーは不可）

※上記のほか、当財団が必要と認める場合には追加の書類の提出をお願いする場合があります。

※書類不備の場合は選考いたしません。

※申請書類は黒のボールペンで記入して下さい。鉛筆、消せるボールペン等は不可。

※申請に使用された書類は当財団奨学生選考のためのみに使用し、使用後は当財団にて適切に処理致します。また申請書類は返却いたしません。

6. 提出先及び問い合わせ先

〒105-8467 東京都港区虎ノ門4丁目3-13 ヒューリック神谷町ビル5階
一般財団法人 日本国土開発未来研究財団 事務局

電話：03-6316-3798（平日午前9時から午後5時まで）

メール：akiko.chuma@n-kokudo.co.jp（担当：中馬^{チュウマ}）

※書類到着に関する問い合わせには対応致しかねます。レターパック等の追跡サービスをご利用下さい。

7. 選考方法及び結果通知

応募いただいた書類をもって、当財団理事会において選考を行います。採否は6月中旬までに、高等学校生および高等専門学校生は学校を通じて、大学生は本人へ通知します。

8. 採用者の手続き

採用された奨学生に対し、奨学金給付決定通知他書類一式を送付しますので、振込先情報等を記入の上、指定する期日までに返送してください。

9. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 奨学生は毎年度末の学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書を所定の期日までに本財団に提出しなければならない。

(2) 次の各号の一つに該当する場合は、本財団へ直ちに届け出なければならない。

- ①進級できなかったとき
- ②休学又は復学したとき
- ③停学その他の処分を受けたとき
- ④退学したとき
- ⑤本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

10. 奨学金の資格喪失

次の各号の一つに該当した場合は、本財団の奨学生としての資格をいいます。

- ①進級できなかったとき
- ②休学したとき（傷病による場合を除く）
- ③停学となったとき
- ④学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑤学籍を失ったとき
- ⑥奨学生より給付辞退の申し出があったとき
- ⑦刑罰法令に違反して起訴されたとき

- ⑧反社会勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑨前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

11. その他

- ・当財団の奨学金給付は、高校、高専、大学卒業後の進路等に一切の制約を課すものではありません。
- ・申請にあたっては、当財団ホームページに掲載の奨学金規程をご一読ください。

以上